

新たな計画の基本的考え方（案）に対する意見
(沖縄県振興審議会第1回総合部会)

平成23年5月10日(火)

次

目

1. 館野連正 (正博光郎)
2. 小平四 (四尋介)
3. 太富野 (野守明)
4. 岐大 (大和俊)
5. 川崎正 (正宗純)
6. 地袋大 (大仲島)
7. 岐也 (也袋島)
8. 岐也 (也袋島)
9. 岐也 (也袋島)
10. 岐也 (也袋島)

1. 3. 5. 6. 8. 9. 10. 13. 14. 15.

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:饒波正博

質問案 頁・行	詰 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
1)状況	1)東北大震災のために、沖縄振興の要請を上げにいくとの意見がある。	1)東北復興問題でも、沖縄問題でも、間わなくていいのは、今後の国の、地方の在り方である。方が自立するための行動を今、減速するべきだ。	1)われわれの21世紀ビジョンは陳情の書でない。沖縄で作つて、(たとえ国への協力が得られないとしても)沖縄で成し遂げていく将来像であつたはず。状況にかかるはず要請はきちんと上げてほしい。
2)4P 9P	2)「計画の目標」で「自立」の表明が弱い印象。 「基本的指針(1)自立」で自立の具体像が見えにくい	2)沖縄(地方)の自立、中央政府に対等な地方政府の確立を目的とする。	2)「目標」は沖縄(地方)の自立にあるので?自立を強調すべき。
3)6P	3)「時代潮流」から 大震災がもたらした課題。	3)大震災の課題をもう少し具体的に抽出してみてはどうか。 例:緊急時政府の対応、電力・資源問題、公共財(電気、上下水道、自治体、医療、教育)の被災、環境問題、情報の透明性・公開性、軍隊の権限(自衛隊、米軍)、報道のあり方、都部問題(復興庁をどこに設置するか)	3)今回の大震災で間われていることが多い。 わざわざ沖縄振興計画の文言に入れるのなら、通常の災害との違いを明確にし、沖縄の課題につなげたほうが良い。
4)9P14行	4)基本的課題 「地方自治の潮流」の具体像が見えにくい。	4)地方自治の潮流とは、 地方が自分の足で立つことが出来るように、権限と財源を地方に移行させることある。 と思う。	4)これは、地方自治の問題、ひいてはこれまでの沖縄振興計画の問題が、権限と財源が中央に握られていたところにあつたことをふまえている。
5)13P	5)施策展開の基軸的な考え方 (1)経済自立 (2)やさしい社会	5)基軸に、「地方政府の確立」を入れなくていいのか? の?自立には経済的自立、政治的自立があるはず。	5)理由は上記2)。

6) 99Pから 101P	6) 基地問題 「米軍基地の負担を分かち合う」 「嘉手納以南の基地返還」	6) ビジョンから読み取れる沖縄の基地の将来像 最もに事が進んでも、沖縄の基地は残るところには残つていい(現実的には嘉手納飛行場であるか)。このことは認識しておくべき。 よつて基地がそのまま残る地域の方策も必要であろう。 1) 地位協定の見直し 2) 騒音問題を中心とした環境問題で、地域を守る法令の設定 これは、現在の沖縄にとっても必要である。	6) 「基地過剰負担」(から「相応な負担」へ)、「嘉手納以南の基地返還などから考えると、いくといふことになる。 つまり基地が残るところと、残らないところが出てくる。
7) 102Pか ら104P	7) 離島問題 「離島の条件不利性克服」 北部地区(ヤンバル)の問題	7) 離島はやはり不利である。 不利性の克服とともに、どこまでの不利性なら許容できるかを、離島を交えて不斷に話し合うべき。 また離島と限定すると北部の小さな集落は落ちてしまう。 問題は同根であるはず。	7) 「離島の条件不利性克服」とあるが、完全に克服するわけではないであろう。 埋められない絶対的不利性はあると考えられる。 また北部の小さな集落の問題は、108Pの箇域別展開で取り上げられているが、名護や有名観光地と語られては埋没してしまうので沖縄が自立することで新たな中央(東京→那覇)ができるてしまつては何のための地方自治か分らなくなってしまう。
8) 108P 1行	8) 地方自治拡大への対応 域内自治体の財政調整システムの構想	8) とても良いアイディアだと思う。	8) 沖縄が自立することで何のための地方自治か分らなくなってしまう。
9) 106Pか ら108P	9) 交通ネットワーク	9) 脱マイカーの発想 沖縄は自動車文化ではなく、マイカー文化。 まづ脱マイカーの目標があり、都市計画そのための公共交通機関の充実であり、都市計画である。	9) 沖縄に公共交通機関はないのではないか。 バス、モノレールがある。が、マイカーより利便性が少ないため使われない。 ここに問題がある。 →したがつて、鉄軌道ができるても利便性がマイカーに劣れば利用されないだろう。
10) P136P	10) 計画の枠組み (2) 計画の効果的な推進 PDCAサイクルで評価	10) 誰が評価するのか? 評価結果の重みをどう担保するのか?	10) 県財政の効率性を監視する包括外部監査人からの異例の批判(琉球新報2011年4月5日社説)に見られるように、外部監査制度が形骸化してしまつては意味がない。
11) P138	11) 計画の枠組み 2計画の法律による位置づけ	11) 新振興計画下における沖縄総合事務局の立ち位置について、ヴィジョンから読み取れない。	11) 沖縄総合事務局については、どこで聞いていいのか分らなかつたのでここに入れま

新たな計画の基本的考え方（案）についての意見

総合部会

阿波連光

1 前提としての「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の位置付けがおかしい。

- (1) 答え（沖縄県が取りたい施策）から逆算して振興法を制定せよという論理はおかしい。

沖縄県の将来像すべてが振興計画によって認められるべきものではない。そのうちの一部にすぎないはずである。なぜ沖縄県だけ特別扱いすることが許されるのか。それは歴史的事情に裏打ちされた沖縄振興という目的があるからに他ならない。しがたって、全ての施策はこの法目的から導かれるものでなければ、その特別性や優先性を説明することはできないと考える。

また、この特別性や優先性を説明するためには、振興計画の必要性についても触れることが必要であると思う。

(2) 新たな振興法と基本計画との関係が不明である。

基本計画が新たな法律に基づくものであるとすると、本来、その計画を策定する責務は国にある。沖縄県にあるというには、法律によってその策定権が沖縄県に認められなければならないはずである。国が新法に基づく振興計画を策定するに際して、この基本計画を参考にしてほしいというのであれば理解できるが、その点についてどのように考えているのか。十分な検討がされていない気がする。

また、新たな法律が必要であるというのであれば、なぜ沖縄振興特別措置法の延長ではダメなのか十分に述べる必要があるはずである。

2 体裁として内閣府作成の「沖縄振興計画」をまねて作成されているため、項目立てや内容等において、しっくりこない記述が目立つ。

(1) 第1章「1計画策定の意義」

この項目立てであれば、なぜ従来の枠組みではダメなのかということを述べなければいけないはずである。

(2) 「2計画の性格」

前項（2）で述べたとおり。

(3) 第2章「1基本的課題（1）時代潮流（2）地域特性」

「沖縄振興計画」と比較してみればわかるが、それでは時代潮流を客観的に分析し、それとの関係で沖縄がどのような特性を持っているかということを述べている。

「基本計画」ではそのような整理ができていない。例えば、時代潮流では、尖閣問題、大震災を取り上げ、地域特性としては、これを受けて、天然資源確保及びその活用拠点となりうる、避難地（遠く離れているために同時に災害を受ける可能性が

なく、データセンターなどの拠点)になりうるというものはどうだろうか。

(4) 「(3) 基本的課題」

1 (1) で述べたとおりである。

「沖縄振興計画」では、振興の目的を「本土との格差是正」「自立的発展の基礎条件の整備」「我が国経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備」と設定し、そこから7つの課題を導き出しているが、基本計画は振興法との関係を切っているため、抽象的なものになっている。振興の目的から導かなければその優先性を説明できないというのをすでに述べたとおりである。この基本計画が振興策として行いたいものであるのか、それとはまったく関係なく、沖縄の将来像についての計画なのか、その点についてはっきりさせておくべきであると思う。

(5) 「2 基本的指針」

これは「沖縄振興計画」の「2 基本的姿勢」という枠組みを流用したためになされた記述であると思うが、そもそもこの内容が必要かどうか疑問に思う。

(6) 「4 施策展開の基軸的な考え方」

これについても、この基本計画が振興策として行いたいものであるのか、それとはまったく関係なく、沖縄の将来像についての計画なのか、その点についてはっきりさせておくべきであると思う。

3 当該項目の位置付けや内容が疑問であるもの

(1) 「3 計画の展望値」

この項目は、理念等を記載している総論部分に置くべきものではないと思う。

(2) 「第6章計画の枠組み」という標題とその内容があつてない上、内容がばらばらである。

別添様式1

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名：野崎四郎 所属部会名（総合 部会）	議問案 頁・行	議問案	意見(修正案文)	理由等
	2頁	著しい不均衡にあり	主語を入れて修正	
	3ページ5行	将来像は、県民が自ら掲げ共有する本県の目的であり	将来像を、県民が自ら掲げ共有するのが本計画の目的であり	本県→諮問案の前後関係から、本計画とした方が良い
	5頁下から～6行	我が国の経済率は、下押し圧力が働き	我が国の潜在成長率の低下が見込まれ、	
	6頁7行目から	東日本震災に関する部分	諮問案は時代潮流として4つのコンポーネントを挙げ、それらをまとめあげて、震災について述べている。震災(3.11以後)についても5番目のコンポーネントとして捉え、時代潮流をまとめるどうか、	
	12頁	計画の展望値	県民に分かりやすい指標も用い、各部会の変化の方向も踏まえる等、10年後の変化の見通しを説明する工夫が欲しい、	
	102頁	離島の不利性克服	離島にとつて、最小限整備されるべき分野は、交通・通信、医療、教育である。そのうち医療や教育はおそらく基本的個人権にも係わることであり、そのミニマム水準をいかに確保するかが重要である。すなわち、アイランドミニマムの確保と保障の観点を強調したらしいのではないか	

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

琉球大学工学部 小野尋子

9 頁 自立の節について

文言の訂正ではなく、全体的な考え方についての意見です。

表現に関して言えば、自立の定義が双方向的なものを意識しすぎて叙情的で回りくどいです。

また、根本的な考え方として、リスク管理の観点、フードマイレージ等環境の観点及び移入産業収益の県内浸透を目的に、食料自給率の一定程度の引き上げを入れたほうがいいと思います。自立が鎖国のような排他的なものをさすことではない、という意図を表現したいのは理解できますが、それ以上に県の政策方針として先進国で低い自給率の日本平均と比較しても一段と低い自給率が気になります。

例えば農業移出国において大災害が穀倉地帯で起きた場合や異常気象で大干ばつが生じた場合など自国外への輸出を制限することが今までにも他国ありました。こうしたリスク管理の観点やフードマイレージ削減の観点からという理由を入れて、食料自給率の全国平均並みへの引き上げと支援を目標に入れるべきだと考えます。

これらは同様に 43 頁からの（1）沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備、の項目でも第一次産業・第二次産業の育成支援の項目を入れるべきと考えます。（もしくは、59 頁からの農林水産業の振興の箇所に、自給率の向上を入れるべきと考えます。）

18 頁 イ 適正処理の推進

こちらも文言訂正ではなく考え方についての意見です。

沖縄市のゴミ山の問題が端的な例ですが、処理施設の適正利用及び受け入れ量の適正化が必要だと考えます。廃棄物処理業者はゴミの受け入れ時に利益が生じ、処分時にコストが発生します。そのため、沢山受け入れて利益を生みながら、処分を事実上放棄して「仮置き場」としてゴミ山を建設することは、企業にとって一つの企業戦略です。（モラル的にどうかという点を除けばですが）

不法投棄は、個人や違法業者によってのみ行われているのではなく、環境影響評価を受けて施設を設置している業者によっても引き起こされています。当該業者は、ゴミ山の改善を住民と市に対して約束をしていますが、自分で作ったゴミ山を掘削して処理するコストはすべて業者負担となるため、遅々として進んでいないのが現状です。環境行政として県が業者の適正処理と適正受け入れに関与すべきだと考えます。また、業者の言い分としては、処理上限を定められると、それ以外の受け入れられないゴミは不法投棄につながりますよ、ということになりますが、これらを含めて広域市町村から排出されるゴミの処理

を近隣環境に配慮しつつ処理することに関与していく事は県の責務であると考えます。このゴミ山に関しては現在は企業の倫理観と市との環境協定のみによっていますが、県でもこの辺について、方針を示し、市の環境行政及び市民生活の健全化に寄与すべきと考えます。

25頁 イ 花と緑あふれる県土の形成 「このため～推進する。」

緑化と緑地保全、双方について意識的に整理して記述すべきです。どこまでビジョンなので、規制方針など詳細に書くかは別としても、

まず、緑地保全については、地形及び現況植生から広域的な骨格をなす緑の構造を規定し、広域計画の中で保全の方針を打ち出すこと、そのうえで市町村との広域調整を図ることなどが必要です。少なくとも、「人口が集中する都市部」においてのみ斜面緑地の保全育成が必要なのではありません。県が手掛けましたように、南城市等の広域都市圏に隣接する町村部でも残存する緑地の保全は必要となります。まず、広域の緑地計画の中で緑の骨格を形成すること、量的にも人口当たりの緑地量を、緑化と保全とでどのように分担するのかをもう少し丁寧に方針を定めるべきと考えます。

====以下、文言的なことについて

2頁～3頁冒頭

「まず第1に～求められていること。」

ですが、箇条書きにするには長いと最後の第4にの段落が「こと。」で終わるのはおかしいので、「第一に・・・必要である。第二に・・・必要である。・・・」と文章に変更したほうがいいのではないか。そのうえで、続く文章を「以上の点を踏まえ、」などでつなげたほうがいいと思います。

また、「第3に・・・のその先駆的施策・・・第4に、その近接性から」など、文章の癖かとは思いますが「その」が多用されていて気になります。「第4に、その近接性から」のほうは、「第4に、近接性の観点から」等としたほうが、文章的にはすっきりすると考えます。

ただし、「第4に」の箇所は、補完性の原理のみが書かれていることに違和感を覚えます。特に沖縄のように都市圏として独立した圏域では、広域調整で県が積極的に行わなければならぬことはありますので、地方分権で県と市の責務は異なるものの補完という関係ではないと思います。これは他県とは大きく異なる沖縄の状況だと思います。

新なた計画の基本的考え方(案)に対する意見

沖縄振興審議会 会長

氏名: 平 啓介

詰問案 頁・行	諸 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
54p (5)	「健康・医療」と「環境・エネルギー」の分野を柱に を柱に沖縄科学技術大学院大学を核とし て…。	「健康・医療」と「環境・エネルギー」の分野を柱に 琉球大学、沖縄科学技術大学院大学を核とし て…。	「医療」は沖縄科学技術大学院大学では行つ ていない。
81p	沖縄振興一括交付金	総合施策のための一括交付金の必要性を記述	<p>「沖縄振興一括交付金」は81p (14)で初めて登場する。政府与党が推進する地域主義のために一括交付金が提案されたものである。従来は府省ごとに立案される政策は地域ニーズに適合しない場合があり、また府省を超えた総合施策が必要であるとの反省に基づく。</p> <p>本計画では地域特性のある多くの課題が取り上げられているが、総合政策の観点は「農林水産業の6次産業化」59P、(7)等があるが沖縄一括交付金の要求が弱いように思われる。</p> <p>例として、ものづくり産業として琉球泡盛を考えてみたい。原材料のタイ米を用いて、黒麹で発酵させたる県産酒類で酒税措置の終了が大きな打撃となる(参考1、制度提言35)。原料米生産は県内、特に離島でも生産可能ではないか。黒麹は元来沖縄起源であつたが、現在は泡盛製造のために南九州から移入していると聞く。「原材料の確保」の重要性は繰り返し強調されているが、労働市場の確保、農林業、工業の振興、離島産業創設を政策的に実施するために一括交付金が不可欠である。現行の産業システムは最も経済的な方法が選択されているが、同等以下のコストでの「原材料の県内確保」のために一括交付金を要求すべきであろう。</p>

別添4**新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見**
沖縄県振興審議会委員
氏名:太田 守明

諸問案 頁・行	諸 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
P13	4. 施策展開の基軸的な考え方	地方自治の確立、自律をめざして一国二制度の「沖縄特別自治州」を構築する。	<ul style="list-style-type: none">○第3章の基本施策で5つの理念だけではなく将来の沖縄像が抽象的でよく見えない。明確、具体的にめざす沖縄像として「沖縄特別自治州」を提言。○第4章の克服すべき沖縄の固有課題4で地方自治拡大への対応で課題提起だけではなく、地方分権を推進することをアナウンスして実行する。○総合事務局を県へ吸収するにしても行政事務の分担仕分けと財政移譲が課題になる。○国、県、基礎自治体の行政事務の事務分担区分をした上で、財政移譲を要求○地方自治体のガバナンスが明確になる。(権限移譲により企画立案から執行まで責任を負う)○一国二制度に相応しい制度(例:関税・出入国管理等)で自立した沖縄を構築

別添様式1

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:富川 盛武

所属部会名(総合部会)	理 由 等	意 見(修正案文)	諸 問 案
諸問案 頁・行 目	諸 問 案	意 見(修正案文)	諸 問 案
p.1 下から3行目	美浜の挿入	北谷町美浜地区や那覇市新都心…	美浜は米軍基地の返還地の跡地利用モデルとなっている。
p.2 下から6行目	我が国の現状を打破する	凋落する日本経済を牽引する契機につながる	「沖縄の先駆的施策が自らのみならず、日本全体の牽引につながる」というシナリオが肝要である。
p.2 15行目	県の計画、政策の目的を明記する	各種政策の前提是、当然ながら沖縄の福利(welfare)を極大にすることであり、その帰結として日本全体の福利を向上させることである。このため、全国一律の…	県の計画として何を目的にすべきか明確に示すべき。日本全体の福利より沖縄の福利を優先すべきである。
p.2 16行目	復帰後も著しい不均衡	復帰後も、自然環境の破壊の進行、米軍基地の過重負担、所得、生産、移输出さらに高い失業率等、自然、社会、経済の面で改善すべき課題が山積している。これらの負の要素を、できるだけ早く払拭すべきである。	不均衡の意味が不明
p.4 10行目	将来像に託している	…未来を拓く島」の5つの目指すべき将来像が示されている。	文章表現を変えたほうがよい
p.5 12行目	企業や個人	企業や家計	家計の表現がよい
p.5 12行目	商品価格にどまらず、…余儀なくされている。	中に組み込まれ、世界規模で経済の分業、相互依存が深化し、さらにIT等の進化、拡大により、経済の連関が一層強まっている。	表現を変えたほうがよい
pp.6-7	地域特性の中に文化の特性が欠落している。沖縄の文化の力、ソフトパワーの優位性を語るには文化の特異性を記述すべきである。	人々を惹きつける沖縄の魅力つまりソフトパワーは、人口減少時代において、大きな可能性を持つ。先進国が更に発展するためには高次元のニーズに対応することが重要であり、具体的には「健康・長寿、安全・安心、教育水準」というニーズに応えることがポスト先進国に導く。沖縄の自然、歴史、文化にはそれらのニーズに対応できる能力が内在している。	沖縄の伝統文化の意義を盛り込むべきである。
p.6 1-2 行目	さらには、これまでの	さらには、道州制も含めて、これまでの…	道州制は入れたほうがよい
p.11 6行目	発揮される後に追加	自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)さらに環太平洋パートナー・シップ協定(TPP)等の経済自由化の波はアジアの経済統合・経済圏の構築を中長期的に見れば不可避なものにする。沖縄がその先進地域となり、日本の経済全体を牽引する「場」となる。	自由化の進行とアジアの経済統合における沖縄の役割と可能性が大である

p.41に挿入 12行目	「支え合い、一氣がある社会」を実現する「新しい公共」の充を図る。 すべての人に居場所と出番があり、その役立つ歓びを大切にすること。 社会であるとともに、その中から、その果実が社会に適正に戻つてくる事で、 人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。 それにより、社会的ネットワークとソーシャルキャピタルの幸せ度が高い 確立、つまりソーシャルキャピタルが拡充し住民の幸せ度が高い コミュニティが形成される。さらに、「新しい成長」が可能となるであろう。 社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。	無縁社会と呼ばれ、人比地の関係性が薄れている現在、その修復の意義は大きい。政府も「新しい公共」の整備を打ち出しており、ソーシャルキャピタルの拡充が求められている。
p.46に挿入 下から8行目	評価される観光リゾートの形成を図る。の後に続ける (6) 沖縄の魅力や優位性を西洋とした新たな産業の創出の次に ア 既存のアは以後繰り下げ 国際医療拠点を挿入	(プロトコル)は、アジアの経済統合や経済圏の構築を見越して、先行して整備する共通基盤をいう。) そのために、アジアの経済統合、そしてアジアの更なる発展を見越して、沖縄をアや世界の成長や活力を取り込むための政府の戦略としてアジア・アゲートウェイ構想がある。その中の①アジアの共通発展基盤の整備、②アジアの活力を取り込む地域戦略、③日本の魅力の向上・発信の拠点として沖縄を位置づけ、人を引きつける魅力(ソフトパワー)を内包した沖縄を国際観光拠点にすべきである。アジアの観光基準を確立するために、環境管理認証システム、サービスの質等に焦点を合わせ、ホテルの認証システムを制度化する。アジアの観光客誘致のために、ビザの免除又は簡素化を実施する。
p.57 5 行目	(6) 沖縄の魅力や優位性を西洋とした新たな産業の創出の次に ア 既存のアは以後繰り下げ 国際医療拠点を挿入	国際医療拠点をプロトコルとして組入れ、発展に資する。 研究開発費の控除限度額を拡大等の優遇税制も組み込んで世界先端の高度医療の提供地として、沖縄にアジアの医療センターを設置する。 西洋医療と東洋医療と組み合せた相補・代替医療(CAM: Complementary and Alternative Medicine)を実施し、日本の安全、安心な医療サービスと観光、保養を組み合せた観光により、外国人観光客の誘致を図る。
p . 84 13行目	84 沖縄の空港を「アジアのケーツウェイ空港」と位置づける	アジアの経済統合、そしてアジアの更なる発展を見越して、沖縄の空港を「アジアのゲートウェイ空港」と位置づける。 航空協定の規制を撤廃し自由化するオープンスカイ政策がアメリカを始めEU諸国、アジアの国々などで展開されていることもありアジアの航空需要が増大している。自由な競争環境の下で、欧米をはじめ世界各地で見られるよう東アジアにおいてもローコストキャリア(LCC:Low Cost Carrier=いわゆる格安航空会社)が台頭している。那覇空港を「アジアのゲートウェイ空港」と位置づけ、香港、上海、仁川、シンガポール等のセカンダリーエアポートとして、LCC等の引き込みにより、航空貨物ハブ機能を拡充し、併せて国際観光客の誘致に資する。
p . 87 6行目	貢献するために、(仮称)国際調整センターを設置し、紛争の解決等、 国際安全保障に資するアジアのバッファーとしてとしての役割を担うために、 国際機関等の議論に加え	アジアのバッファーとして国際調整セ ンターを設置する。

p.104	離島を海洋政策の拠点とする 膨大な海域を有する沖縄の離島を海洋政策の拠点と位置づけ、 ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、②海洋の安全の確保、 ③科学的情見の充実、④海洋産業の健全な発展、⑤海洋の総合的管理、⑥国際的協調を実施推進する。	沖縄の離島を海洋政策の拠点とする 政策提案の点検の前に、どのような施策、政策、制度の提案をするか重要である。確たる政策がなければ計画は「画餅」に終わる。「仏作つて魂入れず」「にない」と終わる。計画の下に、政策を練るべきである。しかし、現実には新たな沖縄振興のための制度提言を提示し、現に政府と交渉している。政策の吟味、優先順位の選定は、「審議委員会でやるべきでは」
p.136	計画と制度提案の関係 Time-lag	
p. (2)	計画的 の効果的な推進	自由化に耐えうる農業の構築、自由化への対応が不可欠であり、その方向、対応策を盛り込むべき

別添4**新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見**

沖縄県振興審議会委員
氏名: 大崎正和

諸問案 頁・行	諸 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等
2ページ 1行	沖縄がもつ自然、歴史、文化、地理的特性 などのソフトパワー	沖縄がもつ自然、地理的特性という素晴らしい基盤、そして歴史、文化などのソフトパワー	自然や地理的特性は基盤(ハード)ではないか?
136ページ 12行	取り組む施策の進捗・効果を定期的に検証し、必要に応じて計画の改訂を行う必要がある。	取り組む施策の進捗・効果を定期的に検証し、必要に応じて計画の改訂を行う必要がある。また震災後大きく変化する情勢に対応するため、改訂にスピード性を要求されるものに関しては、迅速な対応を行う	既に組織の進捗・効果を定期的に検証し、改訂にスピード性を要求されるものに関しては、迅速に対応力の強化
138ページ 13行	問題解決能力を備えた人材の育成に力を入れる	問題解決能力を備えた人材の発掘・育成に力を入れる	既にそういうことが出来る人材がいる可能性を示唆することも重要。出来る者がいれば話を早い。育成には時間かかる故
139ページ 3行	担保する法的な根拠などが必要である 必要である	担保する法的な根拠やその内容の明確さなどが「根拠など」に含まれるものである が、根拠の解り難さはかねてよりいわれてお り、そこに言及	「根拠など」の「など」に含まれるものである が、根拠の解り難さはかねてよりいわれてお り、そこに言及

別添4

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

沖縄県振興審議会委員

氏名:仲地 宗俊

諒問案 頁・行 頁	諒問案	意見(修正案文)	理由等
①10頁、13 頁	①新規	① 「沖縄型自立経済」のイメージを具体化する。	「自立経済」という用語が随所に出てくるが、そのイメージは明確ではない。「成長のエンジンである移出産業と成長の翼である域内産業が連携・補完している経済構造」ということだけでは抽象的である。目標とするイメージが不明確なままでは計画として不十分。

別添様式1

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:島袋純

所属部会名(離島・過疎地域振興部会)

質問案 頁・行	質問 案	意見(修正案文)	理由 由等
だい	第2章振興の基本的方向 1 基本的課題 において、現行振興計画(2002)の第2章振興の基本方向1基本的課題(1)及び(2)にある部分が全面的に削除されている(第6章136頁に一部掲載)。	現在の振興計画の以下の部分 「〇沖縄振興計画 第2章振興の基本方向 1 基本的課題(1) 参画と責任 また、政策の効果や効率を高めるうえで、行政機關が行う政策の評価による法律、政策評価(平成13年12月28日閣議決定)等の内容を踏まえて、事業評価等の政策評価を行なうことが重要である。(2) 選択と、できる限り政策効果を定量的に把握する手法を用いる必要がある。」 これらからの沖縄振興は、中長期的視野に立つ、できる限り政策効果を定量化する中で、その際には、対象とする政策の特性を踏まえること、できる限り政策効果を把握するものである。特に、産業経済の分野では、企業や団体が、その置かれている現状と課題を把握し、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の可能性を見極めながら、方針を選択し、人材や資金など限られた資源を集中して、も、産業界の取組に対応して、施策、事業の費用対効果等を踏まえた政策評価の観点が、ますます重要となる。「」 を文言を平易にしてもう一度第2章の基本的課題の一つとして復活させる。	第三次振興開発計画と現行振興計画の最大の相違は、基本的課題として、左記の県民に対する説明責任と効率的運用、効果の検証を含めたPDSマネジメントサイクルの確立を上げている点にある。沖縄振興の諸政策、沖縄の総合的な行政施策の形成と展開について、透明性、公開性、民主制、効率性、妥当性を確立するというガバナンス改革の中心的内容が計画の目的であり、単なる「計画の枠組み」計画そのものが計画の対象ではない。それこそが重要な課題である。第6章、計画の枠組みにおいておくと、この基本的課題が達成できていないか、検証・評価の対象にさえない。しがたにて、かならず、第2章において、「基本的課題」として、10年後の評価点検の対象となるようにのせておくべき。

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名：島袋純

諒問案 頁・行 たい	諒問案 案	意見(修正案文)	理由等
第2章振興の基本的方向 1基本的課題 において、現行振興計画(2002)の第2章振興の基本方向1基本的課題(1)及び(2)にある部分が「ほぼ全面的に削除される」(第6章136頁に一部掲載)。「新たな沖縄を創造していくためには、新たな法律に基づく諸制度を活用し、施策を効果的に推進していかなければならぬ。このため、時代潮流、沖縄の特性、(以下中略)、、、総合的に取り組む必要がある」(8頁上から2段落目)	8頁上から2段落目を次のよう修正する。 「新たに沖縄を創造していくためには、新たな法律に基づく諸制度を活用し、施策を効果的に推進していかなければならない。そのためには、沖縄の特性と効率性を追求し、県民に対し透明性、公開性を確立し、多くの責任主体が県民起點のもとに一体となって実施しそれぞれの責任を果たすよう条件を整える必要がある。次に「選択と集中」を可能とする仕組みが必要である。これから県民起點によるものである。特に、沖縄に立った施策、事業の選択と資源の集中によって、効果を発揮し得るものである。特に、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の可能性を探るために、つぶしにかかることが決しておかなければなりません。したがって、まず、県民起點の選択と課題を把握し、時代潮流や地域特性を踏まえた人材や資金など限られた資源ながら、方針を選択し、人材や資金などをどこに集中して、効率性を追求する。沖縄県としては、国及び市町村との協力のもとに、残された資源を集中していく姿勢が求められる。沖縄県と市町村との協力のもとに、残された資源を集中して、効率性を追求する。以上は、新たな課題を踏まえた次のようないふるい解決策を実施し、計画を実現していくことになります。」	沖縄振興の最大の課題は、各省庁の牽引合意所帯で、各省庁の直轄事業及び補助事業の単なる合意算定という側面が強く出てしまった。計画の策定と実施において、全体的な統一性と総合性が著しく欠如し、また沖縄県の社会的ニーズに対する応答性も極めて低く、まさに計画の進捗状況の評価さえできなかつた点にある。沖縄県による国庫直轄補助事業を含めた高率支給金の一括交付の評価の責任を負うのは、沖縄県に計画の策定、実施、評価の責任を大きく移管することである。しかし、三位一体改組の際の国庫支出金による交付税への移管(地方税と専門省の抵抗は凄まじく、機関委任事務の廃止の突破口にならないように、必ずで省権益化の保護のために、つぶしにかかることが決しておかなければなりません。したがって、まず、県民起點の計画策定・実施・評価システムの導入が先決である。そのもとに各個別施策・事業が作られ、ある、ということを明示しておかない限りではありませんが、はつきりしない。諸問題の解決策・事業の実現のためにには、各個別施策の国庫支給金の現行制度が一番援助できる良い仕組みと言出しかねない。	※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

石原 紗子

資料1に追加をお願いします。

諸問案 頁・行	諸 問 案	意 見(修正素文)	理 由 等
第4章8頁 2、3行目～5行目	離島の住民の不断の努力に加え……多様な主体が連携協力して持続可能な地域社会の実現を目指す	離島の住民・事業者・行政の不斷の努力に加え、時代潮流や地域特性をふまえた離島の個性を伸ばすために、	・多様な主体をまとめコ-ティネートする主な主体はだれか。地方分権やひも付き補助金の廃止の動向にあつて、離島住民の声を聞き政策実施する主体の在り方、自治づくりは重要な課題である。

固有的課題位置づけの意義

2011年5月9日
総合部会 花城 順孝

新たな計画の関係性

沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律と

新たな計画の位置付けについて

「沖縄21世紀ビジョン」→「新たな計画」→「新たな法律」の関係性について

★第1章 総説： 1 計画策定の意義 では、「沖縄21世紀ビジョン」は、20年後の包括的な県民の望む姿を提示するもの。「新たな計画」は、同じビジョンを実現するための施策を東ねたものとして、沖縄県が県民と共に主体的に策定するものである、と謳っている。

★しかしながら、 2 計画の性格 では、「新たな計画」は、沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律に規定する計画として位置づけられる、としている。

★ここには明らかな論理矛盾がある。「新たな計画」は沖縄県が主体的に策定するところ、その全てを国の策定する「新たな法律」に依拠(規定)するということになる。つまり、「新たな法律」策定についての沖縄県と国との調整が、「新たな計画」をめぐる国と県の繩引きに転化してしまいかねない。

★そうなれば、主体的な計画であるはずの計画策定が、過去の計画策定の轍を踏みかねない。問題は、「新たな法律」に依拠する「計画」の位置づけ、範疇である。

★県民の包括的なビジョン実現の全てを、国の定める「新たな法律」に委ねてよいのか。行政事務の分担は、沖縄県など地域が主導的に行うもの、国と地域が協同して行うもの、国が行うべきものに別れる。国の定める「新たな法律」に依拠するのは、国の行うべきものと、国と地域が協同して行うものの二つの分野に絞るべきである。地域が主体的に行うべき分野まで「新たな法律」に規定するべきではない。

「新たな法律」に依拠すべき「新たな計画」の性格付け

★前項で述べたように、「新たな法律」に依拠するには、国が行うべきものと、国と地域が協同で行うものの2分野に絞るべきである。

★この分野の範疇で要求すべき施策・制度を選択し、骨太の計画を策定するのであるが、この場合、何ゆえに国が沖縄と这样的地域のために法律を制定してまで、沖縄の振興を支援するのか、どういった背景があるのかがなければならない。

★その一つは、当然のことながら、現在の沖縄振興特別措置法の策定根拠である。もう一つは時代の先を見据え、沖縄の可能性を最大限に引き出し、「交流と共生を通じてアジア及び世界とつながり、わが国が世界へ貢献する一翼を担う」ことを沖縄が引き受けることである。

★要すれば、わが国がアジアのダイナミズムを取り込みその発展に共鳴していくために、沖縄がその橋頭堡となる、そのための施策・制度を東ねた骨太の計画を「新たな法律」とセットで構築することである。

★すなわち、現在検討されている包括的な「新たな計画」とは別途に、或いはこれを絞り込んだ「新たな計画」による「アジア・太平洋地域の発展と持続的で、新たに創設する制度・施策を東ねた、国と協同による海邦交流拠点形成計画」(例示)を、「新たな法律」とセットで策定するべきではないか。

★新たな制度の創設、新たな財政制度、基地跡地利用新法などは、上記の「海邦交流拠点計画」(仮)を実現するための政策手段となる。また、この計画を実現するために、創設すべき制度のプラットフォームを改めて行う必要が出てくるのではないか。

